（委員の任期等）

第十九条　委員の任期は、附則第一条ただし書の政令で定める日の前日までとする。

2　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第二十条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（事務局）

第二十一条　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

（政令への委任）

第二十二条　第十五条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第二十三条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第二十四条　都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

（成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部改正）

第三条　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十四条」を削り、「第五章　成年後見制度利用促進委員会（第十五条―第二十二条）　第六章　地方公共団体の講ずる措置（第二十三条・第二十四条）」を「第五章　地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）」に改める。

第一条中「とともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する」を削る。

第十二条第三項中「内閣総理大臣」を「法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするとき」に改め、「成年後見制度利用促進基本計画」の下に「の変更」を加え、同条第四項中「内閣総理大臣」を「法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣」に改め、「遅滞なく、」の下に「変更後の」を加え、同条第五項を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条　政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2　関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3　成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第十四条及び第五章を削る。

第六章中第二十三条を第十四条とし、第二十四条を第十五条とし、同章を第五章とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第四条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三　成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

第三十七条第三項の表中

アルコール健康障害対策関係者会議	アルコール健康障害対策基本法
成年後見制度利用促進委員会	成年後見制度の利用の促進に関する法律

を

アルコール健康障害対策関係者会議	アルコール健康障害対策基本法
成年後見制度利用促進会議	成年後見制度の利用の促進に関する法律

に改める。

第四十条第三項の表中

子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律

を

子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律
成年後見制度利用促進会議	成年後見制度の利用の促進に関する法律

に改める。

第五条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十六号の三を削る。

第三十七条第三項の表成年後見制度利用促進委員会の項を削る。

第四十条第三項の表成年後見制度利用促進会議の項を削る。